**平成２３年（フ）第６６４０号**
東京都足立区西綾瀬１丁目２－２－202
債務者　西山　賢一
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６６４５号**
東京都大田区北糀谷２丁目11－16　エリゼ壱番館101
債務者　田中　　元
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６６４６号**
東京都練馬区貫井２丁目16－15－406
債務者　川崎　陽玄
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６６４７号**
埼玉県川口市赤井２丁目12－１－202
債務者　竹本　　明
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６６５１号**
埼玉県北本市朝日２丁目238　ワコーレＲＧ北本Ａ－216
債務者　江尻　由美
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６６５４号**
東京都品川区大井４丁目５－６
債務者　紫垣マユミ
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６６７６号**
神奈川県相模原市中央区東淵野辺１丁目３－12
債務者　福永　秋夫
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６６７９号**
東京都江東区枝川１丁目８－15－213
債務者　大野　　亮
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６６８１号**
東京都台東区上野５丁目４－４－403
債務者　太田　智大
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９号**
長崎県松浦市御厨町北平免252番地24、旧住所長崎県松浦市御厨町北平免25番地２
債務者　北村テル代
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

**平成２３年（フ）第５４６号**
東京都立川市羽衣町１丁目18番６号ベルメゾン桜井３－Ｂ
債務者　内田　　稔
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第９９号**
沖縄県沖縄市美里６丁目15番15号　奥間アパート201号
債務者　山城　　修
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２３年（フ）第１０８号**
沖縄県沖縄市知花１丁目25番３号　タイボーアパート303号
債務者　東恩納盛輝
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２３年（フ）第１１２号**
沖縄県うるま市字具志川442番地
債務者　大城　光成
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２３年（フ）第１１３号**
沖縄県中頭郡読谷村字都屋405番地４　ＡＰラヴェンダ201号
債務者　島本　亜矢（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部